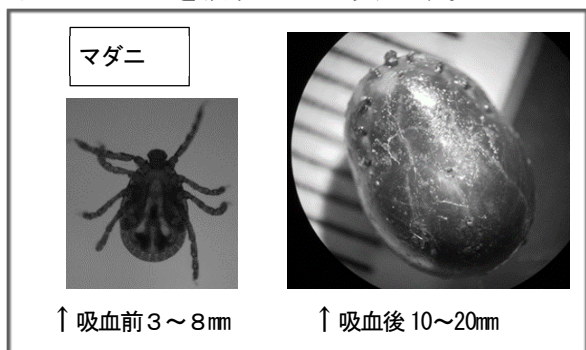


マダニに気をつけましょう！

微生物部

○マダニってどんなダニ？

マダニは足が8本ある、クモに近い生き物で、動物を咬んで血を吸います。マダニは、目で見る事ができ、血を吸う前は3～8mmと大変小さいですが、血を吸った後は10～20mmくらいの大きさになります。春から秋頃（3～11月頃）は、マダニが活発に動く時期です。マダニは成長や卵を産むために野生動物（シカ、イノシシ、ウサギなど）から血を吸っていますが、野外活動中のヒトなどからも血を吸うことがあります。



○マダニはどんなところにいるの？

マダニは自然が豊かな森や林、竹やぶなどの環境に生息しています。また、公園や庭の草むら、河川敷など身近な場所にも生息しています。

○マダニはヒトに病気をうつすの？

病原体を持つマダニに咬まれると、感染症にかかることがあります。マダニによっておきるヒトの感染症には日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、つつが虫病、ライム病、ダニ媒介性脳炎など様々です。これらの感染症にかかり、死亡した事例も報告されています。微生物部では、これらの感染症の検査などを実施しています。

○咬まれないよう予防をしよう！

マダニによっておきる感染症の予防に有効なワクチンはありません。そのため、マダニに咬まれないように予防することが大切です。

キャンプや山登りなど野外活動するときの対策として、①マダニから身を守る服装をする、②野外活動後にマダニが自身についていないか確認する、③服に付いたマダニはガムテープを使って取り除く、などがあります。



○マダニに咬まれた、どうしよう…

マダニは頭をヒトや動物の皮膚につき刺して血を吸います。このマダニを手やピンセットで無理に取ろうとすると、マダニの頭が皮膚の中に残り、傷口がはれたり、マダニをつぶしてしまうと、マダニの体液や病原体がヒトの体の中に入りこむおそれがあります。

マダニに咬まれてしまったら、マダニを無理に取らないで近くの皮膚科などの医療機関で処置してもらいましょう。またマダニに咬まれたあと数週間程度は体調の変化に注意が必要です。発熱などの症状が認められた場合は、医療機関で診察を受けてください。

○もっと詳しく知りたい！



厚生労働省 HP
「ダニ媒介感染症」



国立感染症研究所 HP
「マダニ対策、今できること」

検査廃液の処理

化学部

○検査廃液とは

化学部では、人の健康や生活環境を守るため、廃棄物の最終処分場や不法投棄等の疑われる場所の周辺の地下水、環境水等について、基準を超えていないかどうか等の検査や、廃棄物関係の調査研究を行っています。

これらの検査等を行った後に生じる、不要となった液体を検査廃液と呼んでいます。

○検査廃液の処理方法

検査廃液には、検査に使用した薬品等に由来する、法律で規制されている有害な成分等が含まれているものがあります。また、この他に、メタノール等の有機溶媒や、有害な成分を含まないものの、pH が中性でないものなどがあります。

これらの処理には様々な処理技術が必要であり、当センターの排水処理施設等の構造や処理方法では、適切に処理することはできないため、専門の業者に委託し、適正に処理しています。

○検査廃液を分別する理由

検査廃液は有害な成分や廃液の種類によって分別する必要があります。その理由として、廃液の種類によって処理方法が異なることが挙げられます。

例えば、有害な成分に鉛等の重金属があります。これらは、通常、水中の重金属を取り込んだ小さな固形分を大きな塊にして沈殿させ、液体から分ける方法（凝集沈殿）によって処理されます。

一方で、六価クロムという重金属は、そのままでは凝集沈殿で処理できないため、凝集沈殿を行う前に、還元処理という方法で性質を変化させる必要があります。

処理方法が異なる成分を漫然と混ぜた状態で処理を委託してしまうと、処理費用が高くなることや、成分、性状等の情報不足により、適切な処理がなされないまま川に排出される等、大きな事故に繋がってしまうことがあります。

当センターでは、適正処理を進めるため、検査廃液は内容不明とならないように注意し、種類ごとに分別・管理することを基本として、日々の業務を行っています。



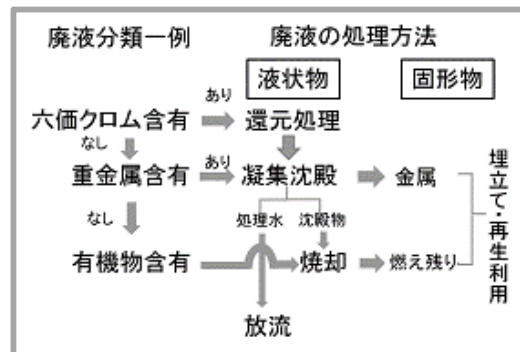
図1 廃液の貯蔵

表1 当センターの廃液の分類の例（廃酸）

廃液の種類	pH
特注・廃酸（水銀含有）	7以下
特・廃酸（クロム含有）	
特・廃酸（セレン含有）	
特・廃酸（鉛、カドミウム、ヒ素含有）	
特・廃酸（シアン含有）	
廃酸（有害金属以外の金属含有）	2～7
廃酸	2以下
特・廃酸（有害金属以外の金属含有）	
特・廃酸	

注 特：特別管理産業廃棄物をいう。

特別管理産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物とされている。



保健環境センター公開デー2019

7月6日に、保健環境センターを一般公開する「保健環境センター公開デー2019」を開催しました。

多くの方にご来場いただき、ありがとうございました！



発行：栃木県保健環境センター
〒329-1196 栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13
TEL: 028-673-9070 FAX: 028-673-9071
E-mail: infovo@thec.pref.tochigi.lg.jp
HP: <http://www.thec.pref.tochigi.lg.jp>